

鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画

第2次実施計画（案） （平成28～32年度）



平成28年 月

鎌ヶ谷市市民生活部 市民活動推進課 男女共同参画室

目次

第1部	総論	p 3
1	計画策定の趣旨	p 4
2	計画の期間	p 4
3	計画の位置づけ	p 4
4	策定にあたっての基本的な考え方	p 5
5	基本計画の体系	p 9
第2部	分野別計画	p 13
目標1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	p 14
目標2	男女共同参画の視点に立った意識改革・慣行の見直し	p 15
目標3	男女のワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の支援	p 16
目標4	女性に対するあらゆる暴力の根絶	p 18
目標5	男女共同参画の視点に立った教育の充実	p 19
目標6	男女共同参画の視点に立った安心・安全なまちづくり	p 20
目標7	だれもが生涯を通じて健康に暮らせる支援の充実	p 21
目標8	男女共同参画推進体制の充実及び 男女共同参画推進センター運営の充実	p 22

第1部 総論

1 計画策定の趣旨

平成11年6月に制定された男女共同参画社会基本法において、男女が互いに人権を尊重し、ともに支え合い、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題として位置付けられています。

本市では、この理念を具体化するために、平成23年3月に鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画（かがやきプラン）」を策定するとともに、同計画に基づいた施策を計画的・体系的に推進するために実施計画を策定するものです。

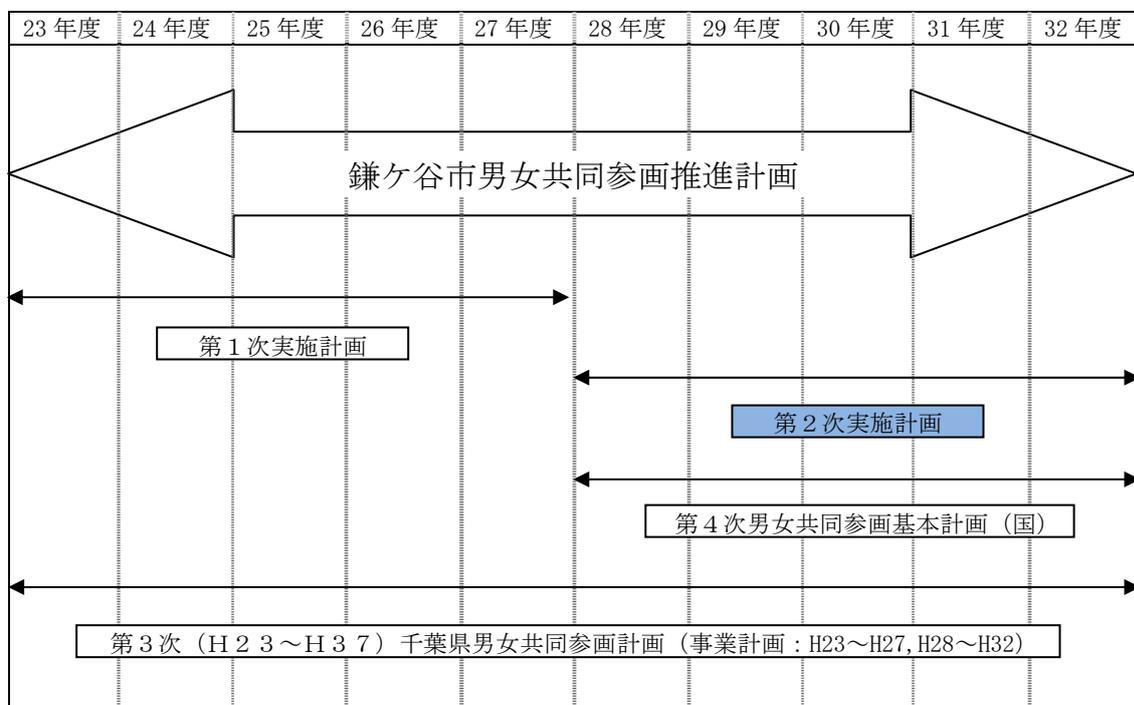
2 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5か年間とします。

3 計画の位置づけ

鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画は10年間の計画ですが、実施計画については平成23年度から平成27年度までの5年間で第1次計画期間、平成28年度から平成32年度までの5年間で第2次計画期間と定めており、第1次計画期間が終了することから、第2次実施計画を策定するものです。

第1次実施計画は、国の「男女共同参画基本計画」、「千葉県男女共同参画計画」、「鎌ヶ谷市総合基本計画 かがやきレインボープラン21」との整合を図ってきましたが、第2次実施計画についても引き続き、これらの計画との整合を図るとともに、この間の社会情勢の変化や国・県の動向、第1次実施計画の検証結果を踏まえた計画として策定します。



4 策定にあたっての基本的な考え方

(1) 国・県の動向

国の男女共同参画会議の下の計画策定専門調査会において、平成27年7月に第4次男女共同参画基本計画策定に向けての基本的な考え方が取りまとめられ、その中では、第4次計画の策定にあたり、以下のような社会情勢の認識の下、内容について検討していくことが必要であるとされています。

①社会全体における状況の変化

少子高齢化の急速な進展により、人口構成の大きな変化やグローバル化により経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大をはじめとする雇用の不安定化、社会保障の持続可能性など様々な課題が生じている中、諸課題の解決に向け、社会の担い手としての女性の活躍の重要性が増してきていること。

②政策・方針決定過程への女性の参画

国は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を掲げ、取組を進めてきました。しかしながら、政治分野における女性参画では、国会議員（衆議院）の女性割合は平成27年では9.5%で、190か国中153位であり国際的にみても極めて低調です。

また、就業者の4割を女性が占める中で、管理的職業従事者に占める女性の割合は、いまだ1割と諸外国に比べ低い水準にとどまっています。

こうした中、30%という目標は社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要な目標であり、これを社会全体で共有するとともに、女性参画拡大の動きを加速していく必要があること。

③男性の仕事と生活を取り巻く状況

女性の就業率の高まり、共働き世帯の増加をはじめとする世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、依然として残る性別役割分担意識、男女の能力や適正に関する固定的な見方や様々な社会制度や慣行があります。

特に、男性の長時間労働は、子育て・家事・介護等への主体的な参画を困難にし、女性が仕事と生活を両立することを難しくしていると同時に、男性自身の仕事と生活の調和の実現も阻害する要因になっているため、現状の労働環境等を見直していく必要があること。

次に、県の動向として「平成26年度千葉県男女共同参画白書」（平成27年2月）を踏まえました。この白書では、県の進める計画それぞれの進捗等を示していますが、出産・子育てを機に退職し離職期間が長い女性の採用について、経年で比較すると「ある」と回答した事業所が、平成21年度の57.4%をピークに平成23年度54.0%、平成25年度51.9%と減少傾向にあること。また、管理職の登用については、女性管理職のいる事業所の割合を経年でみると、平成23年度まで増加傾向にあったものの、平成25年度では減少していること。

このような雇用の場における現状などを把握し、計画達成への課題を整理すべく「女性の活躍推進に向けて」を特集として取り上げています。

これらの国・県の動向を踏まえ計画を策定いたしました。

(2) 第1次実施計画の検証及び今後の取組

第1次実施計画の実績については、毎年度行っている進行管理及び本実施計画策定にあたっての各課ヒアリングにより把握いたしました。その概要を基本計画の目標ごとに次のとおり示します。

①「目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」

市女性職員の管理職比率については、平成23年度の8.8%から平成26年度の14.5%と大幅に上昇しています。また、各種審議会等における女性委員比率についても、平成23年度の24.5%から平成26年度には26.3%と上昇しており、「審議会等の設置及び運営に関する指針」の施行等により、着実に計画が進んでいると判断されます。

②「目標2 男女共同参画の視点に立った意識改革・慣行の見直し」

男女共同参画推進センターを中心とし、性別役割分担意識等を是正していくための様々な講演会・研修を実施してきました。今後も、研修等の実施と併せ男女平等意識を醸成していくための啓発活動を展開していく必要があります。

③「目標3 男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の支援」

雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保では、雇用主等への働きかけの内容が「国・県等のパンフレット配布」にとどまっており、より実効性のある事業を実施していく必要があると認識しています。

農業、自営業等における男女共同参画の確立では、関係団体での女性委員や女性役員の登用に向けた働きかけを行っていますが、未だ目標に達していないことから、今後は、男女共同参画への認識を深めていただく事業の展開について、関係部門と連携を図る必要があります。

女性に対する就労支援では、労働関係講座をはじめとして様々な事業を実施してきましたが、第2次実施計画では、社会の担い手としての女性の活躍の重要性が増してきていることを踏まえ、新たに女性の就職促進支援事業を計上します。

男女がともに仕事と生活の両立ができる環境づくりでは、「子育てサロン」や「つどいの広場」において、保護者のニーズに応じた子育て支援情報を提供してきました。また、放課後児童クラブにおける施設面積の拡充、延長保育の全保育園での実施や病後児保育の実施など、子育て支援環境の充実を図ってきました。

今後も、この分野の計画の重要性が増していくものと認識していることから、第2次実施計画においても、子育て支援情報や相談業務の充実と併せ、子育て支援環境の更なる充実を図るべく、4事業について取組内容を拡大します。

④「目標4 女性に対するあらゆる暴力の根絶」

ドメスティック・バイオレンス等対策の推進では、関係各課と連携を図りDV被害者への適切な支援を行ってきました。また、相談体制の充実では、平成26年度から保育付き相談枠の増設などにより、前年度に比べ相談件数が増加しています。

また、セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進では、市役所内の相談体制は整っていますが、引き続き、研修などによる防止対策を積極的に講じていく必要があると認識しています。

⑤「目標5 男女共同参画の視点に立った教育の充実」

学校教育分野では、着実に計画が実行されているといえますが、生涯学習における男女共同参画の推進では、講座等の実施にあたりテーマ設定や講座の内容について、多様なニーズに対応していくため、関係各課と連携を図っていく必要があると認識しています。

⑥「目標6 男女共同参画の視点に立った安心・安全なまちづくり」

防犯環境の改善・整備として、地域ぐるみの防犯意識を醸成していくため、関係機関と連携し防犯サテライト事業等を実施したことで、市内の犯罪件数が減少傾向を示すなど、事業の効果があらわれてきています。

今後も、最新の防犯知識を広めていくため、市が積極的に関与し各種事業を進めていく必要があります。

また、男女共同参画の視点に立った防災対策では、平成27年4月1日付けで初めて女性消防団員が採用されていますが、第2次実施計画においても継続していくために、消防団への女性の参画を計上します。

⑦「目標7 だれもが生涯を通じて健康に暮らせる支援の充実」

中学生・高校生と乳児とのふれあい交流事業については、参加保護者や学校側の満足度の高い事業として実施できており、父親の参加も増えてきています。

また、マタニティ教室をはじめとする各種講座を実施することで、生涯を通じた女性の健康づくりを支援しています。

今後も、高齢者、障がい者及び外国人なども含めあらゆる人々を対象として、充実を図っていきます。

⑧「目標8 男女共同参画推進体制の充実及び男女共同参画推進センター運営の充実」

男女共同参画推進会議や男女共同参画推進懇話会において、計上されている各事業等について審議のうえ計画の進行管理を行い、年度ごとに進捗状況を公表しており、平成23年度からは、事業ごとに担当課が実施度を自己評価する制度を導入しています。

また、男女共同参画推進センターは、平成26年4月に開設されたきらり鎌ヶ谷市民会館内への移転に併せ、条例で公の施設として位置づけられたうえ、利便性が格段に向上していますが、今後は、学習・研修、情報収集・提供等の

機能についても、更に充実させていく必要があると認識しています。

(3) 市民意見の聴取結果

市民意見について、次の3つの方法で聴取しました。

①男女共同参画推進懇話会

「男女共同参画推進懇話会」は、学識経験者、公募市民、関係団体等から選出された方10名で構成され、男女共同参画計画の推進をしています。

本計画の策定にあたっては、平成27年度第2回懇話会（平成27年10月30日開催）及び同年度第3回懇話会（平成28年 月 日開催）で審議いただき、その意見を反映しています。

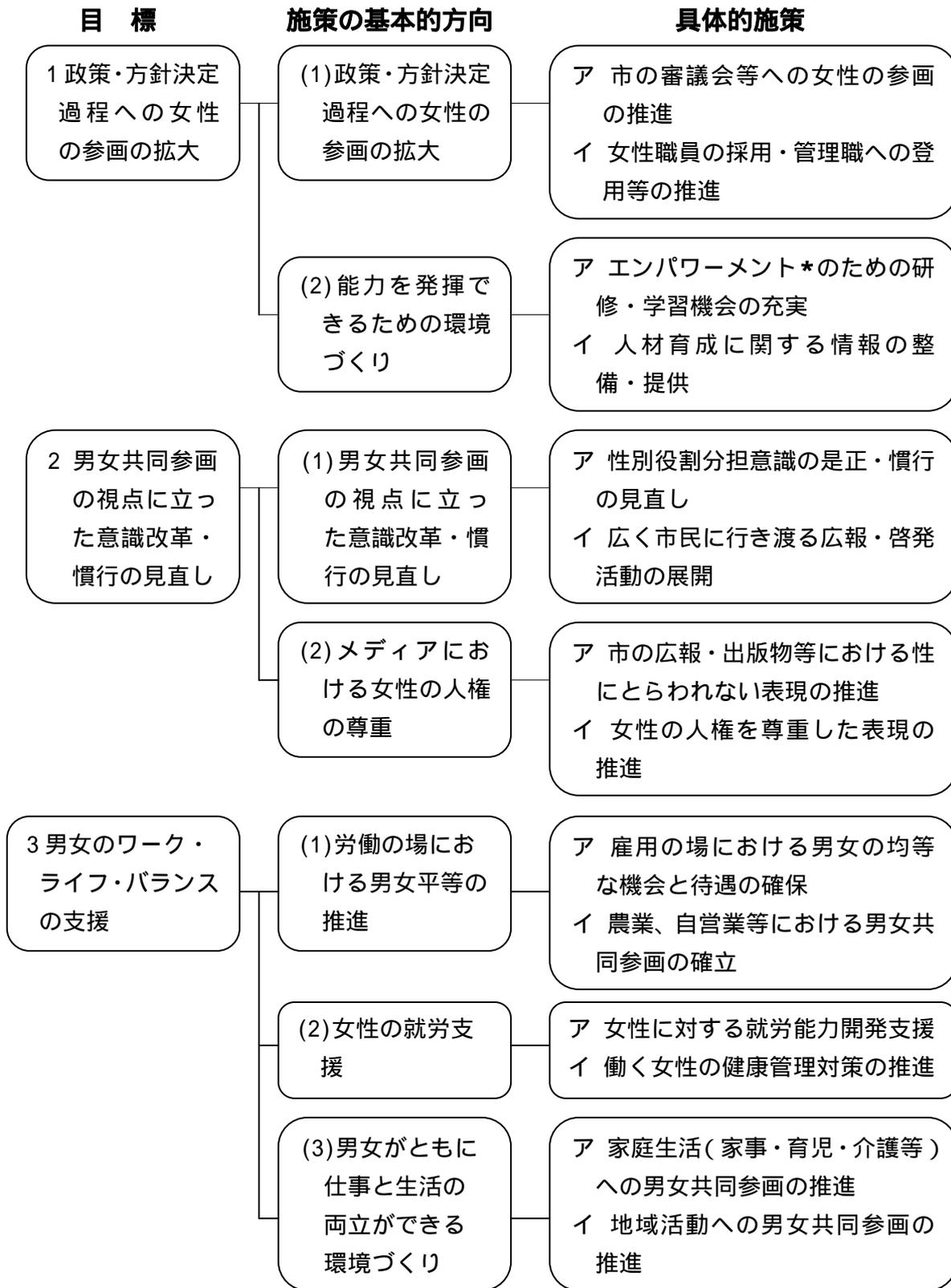
②パブリックコメント

広く市民の皆さんの意見をお聞きするため、「鎌ヶ谷市パブリックコメント実施要綱」に基づき、パブリックコメントを実施しました。パブリックコメントの実施にあたっては、市の広報に記事を掲載するとともに、市のホームページと市内公共施設に案を配置し、平成27年12月 日（ ）から平成28年 月 日（ ）までの間、意見を求めました。

③市民意識調査

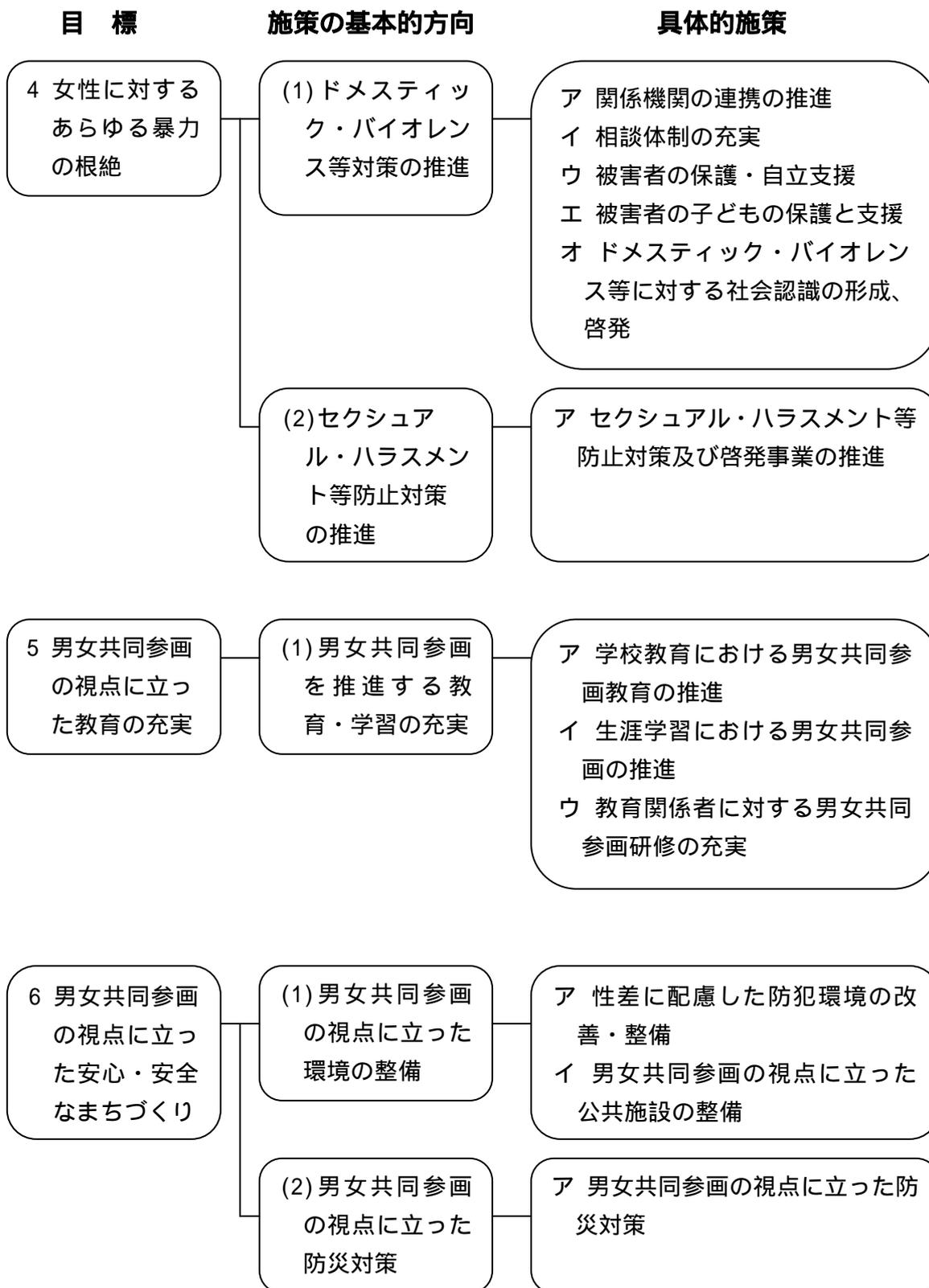
第1次実施計画期間中の平成25年8月に実施した「鎌ヶ谷市市民意識調査」の結果を踏まえ、市民要望を反映しています。

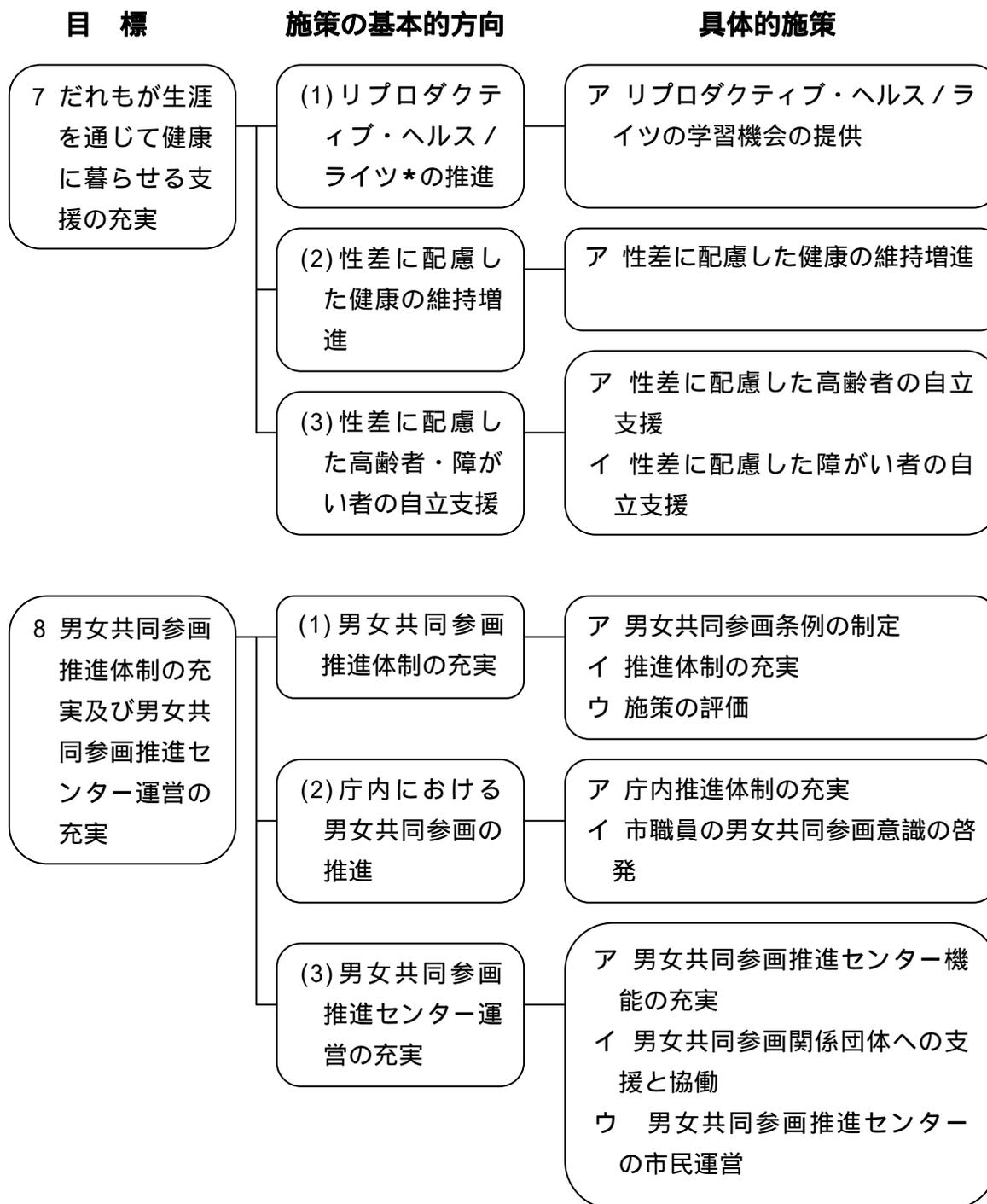
5 基本計画の体系



*エンパワメント

女性を、変化を引き起こす力(パワー)をもつ存在と見て、その能力を備える(エンパワー)過程。「力(パワー)」には、個人的レベルでの自己決定能力から、法的、社会的、経済的能力まで含まれています。





*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、性と生殖に関する「健康」と「権利」のことです。「健康」は妊娠や出産のみでなく、月経、避妊、中絶、不妊、性感染症、更年期障害など、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること」を指します。「権利」は、「子どもを産むか産まないか、産むとすれば何人産むかなどを決定する自由」、「安全な妊娠・出産」、「子どもが健康に生まれ育つ権利」など、「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」のことです。

第 2 部 分野別計画

目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 施策・方針決定過程への女性の参画の拡大

ア 市の審議会等委員への女性の参画の推進

目標値を定め、女性委員の登用を推進します。

NO	事業等	担当課	区分
1	女性委員比率目標（30%）の達成	行政室	継続
		消防総務課	継続
2	女性委員の登用のための公募枠の拡大	行政室	継続
3	女性委員のいない審議会等の数の削減	行政室	継続
4	女性委員登用促進のため市内関係団体との連携	男女共同参画室	継続

イ 女性職員の採用・管理職への登用等の推進

これまで男性の多かった職域への女性職員の採用や、管理職への登用等を推進します。

NO	事業等	担当課	区分
5	職域にとらわれない職員の採用・拡大	人事室	継続
6	職務分担や研修機会等の男女平等	人事室	継続
7	市女性職員の管理職への登用の促進	人事室	継続
8	女性教員の管理職への登用の促進	指導室	継続

(2) 能力を発揮できるための環境づくり

ア エンパワメントのための研修・学習機会の充実

男女共同参画をするための力をつけるよう、学習機会の充実や支援に努めます。

NO	事業等	担当課	区分
9	講師派遣制度の充実	生涯学習推進課	継続
10	学習プログラムの研究・開発	男女共同参画室	継続
11	女性リーダーの養成	男女共同参画室	継続
12	学習情報の収集と提供	男女共同参画室	継続
		生涯学習推進課	継続

イ 人材育成に関する情報の整備・提供

審議会委員等への女性の登用を促進するため、女性の人材育成に関する情報の収集・提供やシステム整備を行います。

NO	事業等	担当課	区分
13	女性の人材育成情報と登録の推進	男女共同参画室	継続

目標2 男女共同参画の視点に立った意識改革・慣行の見直し

(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革・慣行の見直し

ア 性別役割分担意識の是正・慣行の見直し

性別役割分担意識を是正、慣行を見直すため、研修会等を開催します。

NO	事業等	担当課	区分
14	人それぞれの生き方や多様な家族を認め合う意識を醸成するための講演会・講座の実施	男女共同参画室	継続
15	男女共同の視点に立った市の業務の見直し	男女共同参画室 指導室	継続 継続
16	職場での旧姓使用の周知	人事室	継続

イ 広く市民に行きわたる広報・啓発活動の展開

男女平等意識やジェンダー*1に敏感な視点を浸透させるため、広報・啓発を行います。

NO	事業等	担当課	区分
17	広報媒体の活用	男女共同参画室	継続
18	啓発紙の発行	男女共同参画室	継続
19	男女共同参画に関する講演会・講座の実施	男女共同参画室	継続

(2) メディアにおける女性の人権の尊重

ア 市の広報・出版物等における性にとらわれない表現の推進

市が発行する広報・出版物において、性別に基づく固定的な表現がされないよう取り組みを推進します。

NO	事業等	担当課	区分
20	行政刊行物等に関するガイドラインの周知	男女共同参画室	継続
21	行政刊行物の事前チェックの検討	男女共同参画室	継続

イ 女性の人権を尊重した表現の推進

メディアから発信される情報を、主体的に収集・判断できる能力の向上を図るため、学習機会や情報の提供を行います。

NO	事業等	担当課	区分
22	メディア・リテラシー*2の向上に関する講座等の実施	男女共同参画室 生涯学習推進課	継続 継続

*1 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

*2 メディア・リテラシー

テレビや雑誌、インターネットなどあらゆるメディアからもたらされる情報を主体的に読み解き、活用する能力、それらのメディアを使って表現する能力。

目標3 男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の支援

（1）労働の場における男女平等の推進

ア 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

性別による不公平が生じることのないよう雇用者等への啓発を行います。

NO	事業等	担当課	区分
23	男女雇用機会均等法等雇用関係法の周知	商工振興課	継続
24	男女共同参画表彰制度の周知	商工振興課	継続
		男女共同参画室	継続

イ 農業、自営業等における男女共同参画の確立

農業、自営業等におけるパートナーシップの確立、性別役割分担意識を是正するため意識の啓発、慣行や慣習の見直しを図ります。

NO	事業等	担当課	区分
25	職場における男女共同参画を醸成するための研修会等の実施	商工振興課	継続
		男女共同参画室	継続
26	事業所に対する男女共同参画研修等の支援	商工振興課	継続
		男女共同参画室	継続
27	男女共同参画の視点に立った業務等の見直しの促進	農業振興課	継続
		商工振興課	継続
28	関係団体への役員への女性登用の働きかけ	農業振興課	継続
		商工振興課	継続
		農業委員会	継続
29	家族経営協定の締結に向けた情報提供	農業振興課	継続

（2）女性の就労支援

ア 女性に対する就労能力開発支援

知識や技術、再就職への支援に努めます。

NO	事業等	担当課	区分
30	労働関係講座の実施	商工振興課	継続
31	労働相談の充実	商工振興課	継続
32	再就職に向けた情報の提供	商工振興課	継続
33	女性の起業支援	商工振興課	継続
34	女性の就職促進支援事業の実施	男女共同参画室	新規

イ 働く女性の健康管理対策の推進

女性が働きながら安心して子どもが産める環境の整備を推進します。

NO	事業等	担当課	区分
35	雇用主への働く女性に対する健康管理対策実施の働きかけ	商工振興課	継続
		健康増進課	継続

(3) 男女がともに仕事と生活の両立ができる環境づくり

ア 家庭生活（家事・育児・介護等）への男女共同参画の推進

男女が仕事と家庭生活が両立できるよう、意識の啓発や社会的支援の充実を図ります。

NO	事業等	担当課	区分
36	ワーク・ライフ・バランスについての啓発	人事室	拡大
		商工振興課	継続
		男女共同参画室	継続
37	仕事と育児・介護の両立しやすい職場環境整備の促進	商工振興課	継続
38	子育て・介護等情報の提供	障がい福祉課	継続
		こども支援課	拡大
		幼児保育課	継続
		高齢者支援課	継続
		健康増進課	継続
		生涯学習推進課	継続
39	子育て・介護等の相談の充実	こども支援課	拡大
		幼児保育課	継続
		子育て支援センター	継続
		高齢者支援課	継続
		健康増進課	継続
40	子育て支援環境の充実（ファミリーサポートセンター・保育園・放課後児童クラブ（学童保育）・児童館等）	こども発達センター	継続
		こども支援課	拡大
		幼児保育課	拡大
		こども総合相談室	継続
		学務保健室	継続
41	ひとり親家庭等に対する情報・相談・経済的支援	こども総合相談室	継続
42	子育てネットワークの充実	子育て支援センター	継続
		生涯学習推進課	継続
43	男女の差なく家庭生活をおくることのできる支援や学習機会の提供	男女共同参画室	継続
		こども支援課	継続
		幼児保育課	継続
		子育て支援センター	継続
		高齢者支援課	継続
		生涯学習推進課	継続

イ 地域活動への男女共同参画の推進

意識の啓発や参画機会の提供などにより地域活動への参画を図ります。

NO	事業等	担当課	区分
44	ボランティア活動など地域社会への参加の促進	市民活動推進課	拡大
45	曜日や時間帯に配慮した各種相談、説明会、講演会等の実施	男女共同参画室	継続

目標4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナー等からの暴力）等対策の推進

ア 関係機関の連携の推進

関係機関との連携を図り、被害者の保護や自立支援を充実します。

NO	事業等	担当課	区分
46	庁内体制の整備	男女共同参画室	継続
47	民間施設や社会福祉施設等との連携	男女共同参画室	継続
48	DV対策ネットワークの構築	男女共同参画室	継続

イ 相談体制の充実

被害者等が相談しやすい環境や体制の充実を図ります。

NO	事業等	担当課	区分
49	相談体制の充実	男女共同参画室	継続
50	配偶者暴力相談支援センターの設置に関する検討	男女共同参画室	継続

ウ 被害者の保護・自立支援

被害者の保護や自立のための支援の充実を図ります。

NO	事業等	担当課	区分
51	被害者の保護と自立支援	男女共同参画室	継続

エ 被害者の子どもの保護と支援

被害者の子どもに対する支援の充実を図ります。

NO	事業等	担当課	区分
52	被害者の子どもに配慮した保護、支援の実施	男女共同参画室 こども総合相談室	継続 継続

オ ドメスティック・バイオレンス等に対する社会認識の形成、啓発

ドメスティック・バイオレンス等の暴力は犯罪行為である認識を深めるための研修を行います。

NO	事業等	担当課	区分
53	ドメスティック・バイオレンスについての研修等の実施	男女共同参画室	継続

(2) セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）等防止対策の推進

ア セクシュアル・ハラスメント等防止対策及び啓発事業の推進

あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進体制や啓発事業を行います。

NO	事業等	担当課	区分
54	セクシュアル・ハラスメント等（マタニティ・ハラスメントを含む）を理解するための学習会の実施	人事室 商工振興課 男女共同参画室	継続 継続 拡大
55	セクシュアル・ハラスメント等に関する調査の実施	男女共同参画室	継続
56	防止対策の推進	人事室 商工振興課	継続 継続

目標5 男女共同参画の視点に立った教育の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

ア 学校教育における男女共同参画教育の推進

発達段階に応じ、個人の尊厳、男女共同参画に関する教育の充実に努めます。

NO	事業等	担当課	区分
57	男女共同参画教育の推進	指導室	継続
58	性別にとらわれない進路指導の充実	指導室	継続

イ 生涯学習における男女共同参画の推進

男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識できるような学習機会の提供に努めます。

NO	事業等	担当課	区分
59	家庭教育セミナーや親子教育等の実施	子育て支援センター	継続
		生涯学習推進課	継続
60	男性の子育てのセミナーや研修の実施	生涯学習推進課	継続
61	ライフステージに応じた学習の推進	生涯学習推進課	継続
62	団体、グループ、サークルの育成と支援	生涯学習推進課	継続

ウ 教育関係者に対する男女共同参画研修の充実

教育や保育士、生涯学習指導者等教育関係者が男女平等教育を深く理解できるよう研修を行います。

NO	事業等	担当課	区分
63	男女共同参画教育のための教職員研修	指導室	継続
64	男女共同参画のための指導者研修	男女共同参画室	継続
		生涯学習推進課	継続

目標6 男女共同参画の視点に立った安心・安全なまちづくり

(1) 男女共同参画の視点に立った環境の整備

ア 性差に配慮した防犯環境の改善・整備

性による暴力等をおこさない地域の環境の改善・整備を行い、防犯面の向上を図ります。

NO	事業等	担当課	区分
65	地域ぐるみの防犯意識の醸成	安全対策課	継続
66	防犯灯の維持管理費の助成	安全対策課	継続
67	環境浄化活動の推進	生涯学習推進課	継続

イ 男女共同参画の視点に立った公共施設の整備

男女共同参画の視点に立った公共施設の整備が図れるよう努めます。

NO	事業等	担当課	区分
68	男女とも利用しやすい公共施設の整備	男女共同参画室	継続

(2) 男女共同参画の視点に立った防災（災害復旧）対策

ア 男女共同参画の視点に立った防災（災害復旧）対策

防災対策に女性の視点を盛り込みます。

NO	事業等	担当課	区分
69	地域防災計画への女性の参画	安全対策課	継続
70	消防団への女性の参画	警防課	新規

目標7 だれもが生涯を通じて健康に暮らせる支援の充実

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の推進

ア リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習機会の提供

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習機会の充実を図ります。

NO	事業等	担当課	区分
71	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習の実施	男女共同参画室	継続
		子育て支援センター	継続
		健康増進課	拡大
		指導室	継続

(2) 性差に配慮した健康の維持増進

ア 性差に配慮した健康の維持増進

性差に配慮した健康の維持増進に関する情報の提供、相談等を行います。

NO	事業等	担当課	区分
72	思春期における健康支援	健康増進課	継続
		指導室	継続
73	妊娠・出産期における健康支援	健康増進課	継続
74	性差に配慮したライフステージごとの健康支援	健康増進課	継続

(3) 性差に配慮した高齢者・障がい者の自立支援

ア 性差に配慮した高齢者の自立支援

性別による偏った介護負担や老後不安がおきないような支援体制の充実を図ります。

NO	事業等	担当課	区分
75	介護や自立のための情報提供・啓発・セミナーの実施	高齢者支援課	拡大
		生涯学習推進課	継続
76	介護や自立のための相談	高齢者支援課	継続

イ 性差に配慮した障がい者の自立支援

性別による偏った介護負担や自立への不安がおきないような支援体制の充実を図ります。

NO	事業等	担当課	区分
77	介護や自立のための情報提供・啓発・セミナーの実施	障がい福祉課	継続
78	介護や自立のための相談	障がい福祉課	継続

目標 8 男女共同参画推進体制の充実及び男女共同参画推進センター運営の充実

(1) 男女共同参画推進体制の充実

ア 男女共同参画条例の制定

鎌ヶ谷市の男女共同参画が総合的・計画的に進められるよう男女共同参画条例を制定します。

NO	事業等	担当課	区分
79	男女共同参画条例制定に向けた条件整備	男女共同参画室	拡大

イ 推進体制の充実

男女共同参画推進懇話会を、男女共同参画推進審議会とし、鎌ヶ谷市の男女共同参画推進計画の進捗や男女共同参画推進についての審議をします。

NO	事業等	担当課	区分
80	男女共同参画推進審議会の検討	男女共同参画室	継続
81	計画の進行管理及び結果の公表	男女共同参画室	継続

ウ 施策の評価

施策評価について研究検討し、事業評価を行っていきます。

NO	事業等	担当課	区分
82	施策評価についての検討	男女共同参画室	継続

(2) 庁内における男女共同参画の推進

ア 庁内推進体制の充実

計画を総合的に進める「鎌ヶ谷市男女共同参画推進会議」の機能を強化します。

NO	事業等	担当課	区分
83	鎌ヶ谷市男女共同参画推進会議の充実	男女共同参画室	継続

イ 市職員の男女共同参画意識の啓発

職員が男女共同参画を十分理解できるよう職員研修を実施します。

NO	事業等	担当課	区分
84	市職員研修の充実	人事室	継続
		男女共同参画室	継続

(3) 男女共同参画推進センター運営の充実

ア 男女共同参画推進センター機能の充実

拠点施設として市民の周知を高め、利用しやすい施設づくりに努めます。

NO	事業等	担当課	区分
85	学習・研修、情報収集・提供、交流、調査の実施	男女共同参画室	継続

イ 男女共同参画関係団体への支援と協働

関係団体との連携・支援を図るとともに協働事業を行います。

NO	事業等	担当課	区分
86	男女共同参画関係団体との連携	男女共同参画室	継続

ウ 男女共同参画推進センターの市民運営

NPO等の市民団体による男女共同参画推進センターの運営を目指します。

NO	事業等	担当課	区分
87	男女共同参画推進センターの市民運営検討	男女共同参画室	継続